

東京都は、台風第22号・第23号で

被害にあわれた事業者の皆様の

復旧及び復興を目的とした

補助金を開始します。

台風第22号・第23号の

被害にあわれた事業者の皆様へ

地域企業再建支援 事業費補助金のご案内



台風の影響で、損壊・使用困難となった
施設・設備等の復旧（元に戻す）のほか、
復旧を契機に行う経営力強化等に係る
取組を支援していく補助金です。

第2期申請期間

令和8年3月20日(金)から

制度の主な内容

【対象者】 令和7年台風第22号・第23号により被害を受けた、
八丈町、青ヶ島村に事業所を有する中小企業者等

※ 被災したことの証明（町村が発行する罹災証明等）が必要です。

補助限度額 5,000 万円

補助率 5分の4

既に着手した復旧工事等も、適正と認められる場合、補助金の対象となります
限度額は第1期申請額と合わせた金額です

※「補助対象経費」や「事業の流れ」等の詳細については、裏面をご確認ください！

申請受付・お問い合わせ先

【申請受付】 ※郵送（持参可）、又はメールでご申請ください。

郵送：〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都産業労働局商工部調整課

Mail: chiikigigyosaiiken@section.metro.tokyo.jp 東京都産業労働局商工部調整課

（持参の場合は、東京都八丈支庁産業課、八丈町産業観光課、青ヶ島村総務課事業係
のいずれかまでお持ちください）

【お問い合わせ先】

東京都産業労働局商工部調整課 電話番号：03-5320-4744

受付時間：9時～17時（土日・祝日、12月29日～1月3日を除く）



令和8年3月20日以降も
申請を受け付けます。

.....《補助対象経費等》.....

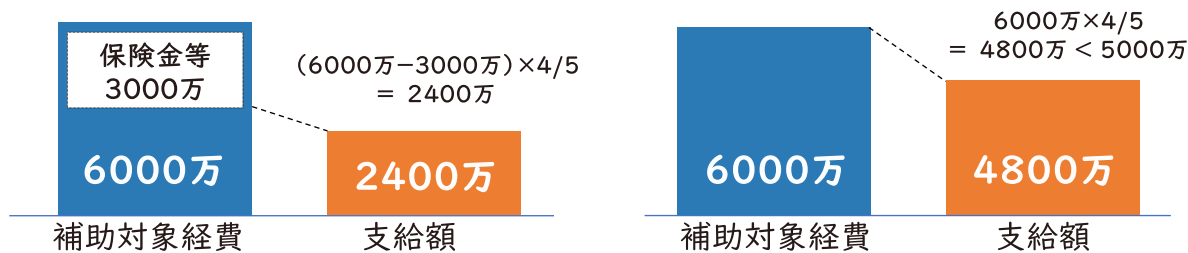
【補助の対象となる経費】※令和7年10月8日～12月21日までに着手した事業も対象に

復旧	・被災した施設、設備、車両等の復旧（現状回復）に要する経費 必須要件 ※被害を受ける直前と同程度の状態まで回復することをいいます ※原則修繕とし、修繕が不能であることを証明できる書類の提出で、建替や新規購入等が可能 ・仮設プレハブ等で事業を継続するための施設整備等に要する経費
復興	・被災事業者の復興に要する経費 【例：外装リニューアル、新設備導入、製品開発、広報・PR経費等】 ※被害を受ける直前の状況を超えた経営状況を目指すことをいいます

※申請にあたり、施設等の復旧を行うことが必須となります。なお、復興にかかる工事とまとめて実施する場合においては、復旧する場合にかかる経費を別途算定し、計上する必要があります。

【支給額】・復旧と復興合わせて**5,000万円を限度**に、補助対象経費の**4/5を補助**
 ・受けるべき保険金や共済金等がある場合、**補助対象経費から控除**

※補助対象経費の4/5が、5000万を超えていても支給額は5000万が上限です。



※ 補助金の支払いは、事業者において工事代金等を支払った後に、実績に応じて行います。
 そのため、事業の実施に当たっては、資金計画等の検討が必要となります。

※ 本台風被害にあわれた方を対象とした中小企業者等向け制度融資の活用もご検討ください。

.....《事業の流れ》.....

